第５節　障害者（児）保健・福祉

１　障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

＜対象者＞

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

＜実　績＞

①　身体障害者手帳交付の状況　　(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区分＼等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害		311	283	45	66	75	67	847
聴覚平衡機能障害		61	170	95	106	7	249	688
音声･言語･そしゃく機能障害		23	11	48	38	-	-	120
肢体不自由		798	1,002	677	882	436	188	3,983
内部障害	心臓	796	8	300	318	-	-	1,422
	じん臓	405	4	4	3	-	-	416
	呼吸器	29	0	44	23	-	-	96
	ぼうこう・直腸	6	1	11	204	-	-	222
	小腸	1	0	2	0	-	-	3
	免疫	3	1	2	0	-	-	6
	肝臓	9	0	1	0	-	-	10
	小計	1,249	14	364	548	-	-	2,175
合　計		2,442	1,480	1,229	1,640	518	504	7,813

※等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

②　身体障害者手帳交付の推移　　(各年度末現在)

区分＼年度		20	21	22	23	24
視覚障害		979	956	983	880	847
聴覚平衡機能障害		698	702	751	674	688
音声･言語･そしゃく機能障害		123	121	139	122	120
肢体不自由		4,108	4,261	4,383	3,983	3,983
内部障害	心臓	1,432	1,501	1,437	1,412	1,422
	じん臓	398	420	415	397	416
	呼吸器	161	155	146	97	96
	ぼうこう・直腸	227	232	265	211	222
	小腸	5	4	3	3	3
	免疫	4	6	5	5	6
	肝臓	-	-	7	12	10
	小　計	2,227	2,318	2,278	2,137	2,175
合　計		8,135	8,358	8,534	7,796	7,813

(2) 療育手帳交付

根拠法令等	厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

知的機能の障害が発達期（概ね１８歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、必要な援護を行うもの。

＜実　績＞　（各年度末現在）

区分＼年度	20	21	22	23	24
A（最重度・重度）	527	552	598	610	621
B（中度・軽度）	453	489	512	549	577
計	980	1,041	1,110	1,159	1,198

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　認定・相談担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

＜実　績＞

①　精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度＼区分		男　性	女　性	合　計
22	1　級	52	46	98
	2　級	282	248	530
	3　級	88	72	160
	計	422	366	788
23	1　級	56	45	101
	2　級	278	260	538
	3　級	86	67	153
	計	420	372	792
24	1　級	61	52	113
	2　級	307	287	594
	3　級	103	61	164
	計	471	400	871

②　精神障害者在院患者数　（各年度末現在）

年　度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
20	1,141	5	382	754	2,131
21	1,151	3	374	774	2,161
22	1,141	2	360	779	2,320
23	1,150	2	353	795	2,154
24	1,142	4	344	794	2,307

(4) 福祉制度一覧表 (1)

障害の種別	等級	公共料金などの割引・助成											日常生活の援助				サービス	
制度		タクシー料金		鉄道運賃割引		バス運賃	国内線航空	NHK受信料		電話番号案内料の免除	有料道路の割引	携帯電話基本使用料等の割引	車いす貸出し	補装具	日常生活用具	住宅改造費助成	障害福祉サービス	地域生活支援事業
		福祉タクシー利用券	一割引	第一種	第二種			全額免除	半額免除									
視覚	1	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
	3		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
	4		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
	5		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
	6		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
聴覚・平衡	2	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
	3		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
	4		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
	5		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
	6		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
音声言語	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
肢体不自由	1	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△	△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
	5		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
	6		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
内部	1	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
知的障害	A	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△		△	△
	B		○	○	○	○	△	△		○		○	○				△	△
精神	1		△					△	△	○		○	○				△	△
	2		△					△		○		○	○				△	△
	3		△					△		○		○	○				△	△

○……　対象　　△……　状況により対象

福祉制度一覧表(2)

障害の種別	等級	社会参加			税金			手当・年金等							医療の給付・助成				
制度		郵便不在者投票	自動車改造助成費	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除 自動車税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	じん臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療 更生医療	自立支援医療 精神通院医療	自立支援医療 育成医療	重度障害者医療	後期高齢者医療制度
視覚	1				○		△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田年金事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課へ。	△		△		△	△	△
	2				○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3					○	△		△				△		△		△	△	△
	4					○	△						△		△		△		
	5					○							△		△		△		
	6					○							△		△		△		
聴覚・平衡	2			△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3			△		○	△		△		△		△		△		△	△	△
	4			△		○							△		△		△		
	5					○							△		△		△		
	6					○							△		△		△		
声語音言	3			△		○	△		△		△		△		△		△	△	△
	4			△		○							△		△		△		△
肢体不自由	1	△	△	△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	2	△	△	△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3		△	△		○	△		△		△		△		△		△	△	△
	4		△	△		○	△						△		△		△		△
	5		△			○	△						△		△		△		
	6		△			○	△						△		△		△		
内部	1	△		△	○		△		△	△	△		△	△	△		△	△	△
	3	△		△		○	△		△		△		△	△	△		△	△	△
	4			△		○							△	△	△		△		
知的障害	A			△	○		△		△	△	△		△					△	△
	B			△		○	△		△				△					△	
精神	1				○		△		△	△	△		△			△		△	△
	2					○			△				△			△			△
	3					○			△				△			△			

○……　対象　　△……　状況により対象

2　障害者福祉施策

(1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	国1/2，市1/2

＜目的･事業内容＞

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
認定件数（件）	142	334	190	337	382
審査会開催回数（回）	14	20	13	20	19

(2) 障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
ホームヘルプ	利用時間（延）	45,476	49,871	58,098	67,009	66,297
	事業費（千円）	127,418	155,086	208,715	247,298	275,116
短期入所	利用日数（延）	644	425	599	930	1364
	事業費（千円）	4,443	3,553	5,038	8,337	10,827
重度訪問介護	利用時間（延）	2,323	3,701	3,000	3,174	3,969
	事業費（千円）	4,152	6,808	6,033	7,136	9,612
同行援護	利用時間（延）				3,986	10,526
	事業費（千円）				8,299	25,632
児童デイサービス	利用回数（延）	1,422	1,205	1,337	2,390	753
	事業費（千円）	6.343	8,603	9,915	18,634	3,024
療養介護	利用人数（延）	36	57	63	68	326
	事業費（千円）	7.762	13,774	16,778	17,739	82,590
療養介護医療	利用人数（延）	36	57	63	68	325
	事業費（千円）	2,222	4,662	3,933	3,606	22,712
生活介護	利用回数（延）	12,533	20,260	28,228	49,006	91,403
	事業費（千円）	91,412	174,145	294,799	453,195	728,923
施設入所支援	利用人数（延）	388	661	1,080	1,886	2,915
	事業費（千円）	23,567	52,634	105,069	163,876	273,417
ケアホーム	利用人数（延）	98	169	202	288	561

	事業費（千円）	7,570	15,124	19,519	29,009	69,337
旧法施設支援	利用人数（延）	3,851	3,314	2,779	1,806	51
	事業費（千円）	765,535	682,483	556,717	354,337	9,555

※平成２３年１０月から障害者自立支援法に基づき同行援護を追加
※旧法施設支援は、平成２４年３月に障害者自立支援法の新体系に移行完了
※児童デイサービスは平成２４年４月から児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、児童発達支援に移行

(3) 障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度		20	21	22	23	24
自立訓練	利用回数　（延）	434	960	1,151	1,196	10,482
	事業費　（千円）	1,964	5,594	6,142	7,632	57,857
就労移行支援	利用回数　（延）	3,554	5,473	6,184	7,799	7,363
	事業費　（千円）	27,411	44,982	52,672	66,387	62,279
就労継続支援	利用回数　（延）	8,569	16,723	21,600	29,516	48,956
	事業費　（千円）	43,411	110,702	145,285	196,038	288,586
グループホーム	利用人数　（延）	269	225	220	265	489
	事業費　（千円）	12,952	12,596	13,898	16,513	31,776

(4) 障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

＜施設概要＞　(平成 25 年 3 月 31 日現在)

種別		決定数（人）	利用施設数
新法	施設入所支援	244	64 施設
	ケアホーム	55	26 施設
	グループホーム	41	24 施設
旧法	身体障害者入所更生施設	0	0 施設
	身体障害者入所授産施設	0	0 施設
	身体障害者入所療護施設	0	0 施設
	知的障害者入所更生施設	0	0 施設
	知的障害者入所授産施設	0	0 施設
	知的障害者通勤寮	0	0 施設
合計		340	114 施設

(5) 障害者自立支援法に基づく地域相談支援給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24
地域移行支援	利用人数（延）	0
	事業費（千円）	0
地域定着支援	利用人数（延）	0
	事業費（千円）	0

※　平成２４年４月から開始

(6) 障害者自立支援法に基づく計画相談支援給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害者（児）の自立した生活を支え障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24
計画相談支援	利用人数（延）	11
	事業費（千円）	168

※　平成２４年４月から開始

(7) 児童福祉法に基づく障害児通所給付

根拠法令等	児童福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、就学中の障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などの支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24
児童発達支援	利用日数（延）	3,599

	事業費（千円）	39,817
放課後等 デイサービス	利用日数（延）	2,699
	事業費（千円）	23,458
保育所等訪問支援	利用日数（延）	42
	事業費（千円）	377

※　平成２４年４月から開始

(8) 児童福祉法に基づく障害児相談支援給付

根拠法令等	児童福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害児の自立した生活を支え障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24
障害児相談支援	利用人数（延）	4
	事業費（千円）	67

※　平成２４年４月から開始

(9) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
補聴器	交付件数	51	37	41	47	47
	修理件数	13	15	13	18	12
	金額(千円)	3,326	2,128	2,865	3,312	3,367
義肢	交付件数	5	16	6	13	5
	修理件数	14	14	15	12	14
	金額(千円)	2,852	6,236	3,515	7,063	3,834
車椅子	交付件数	21	22	25	25	29
	修理件数	58	42	53	38	51
	金額(千円)	5,419	4,302	6,412	5,863	7,516
装具	交付件数	43	34	38	33	41
	修理件数	16	7	14	17	11
	金額(千円)	3,383	2,368	4,885	3,662	3,567
安全杖	交付件数	16	17	20	17	15
	修理件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	63	70	79	68	61

その他	交付件数	164	23	22	20	22
	修理件数	13	37	21	26	4
	金額(千円)	2,588	4,859	4,664	4,336	3,146
計	交付件数	300	149	152	155	159
	修理件数	114	115	116	111	92
	金額(千円)	17,631	19,963	22,420	24,304	21,491

(10) 更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
じん臓	件数	3,489	3,221	4,142	4,628	4,929
	金額(千円)	216,550	236,614	251,377	284,478	302,461
心臓	件数	159	119	155	111	96
	金額(千円)	21,592	19,575	38,657	18,042	24,641
その他	件数	89	27	75	80	72
	金額(千円)	6,580	3,083	6,958	10,918	11,839
計	件数	3,737	3,367	4,372	4,819	5,097
	金額(千円)	244,722	259,272	296,992	313,438	338,941

(11) 相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
利用件数（延数）	17,361	11,278	13,353	12,858	12,155
事業費（千円）	23,750	21,375	20,309	20,309	20,309
事業所数	4	4	4	4	4

※平成１８年１０月から実施。

(12) 移動支援事業

①移動支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

＜実　績＞

年度 区分	20	21	22	23	24
延利用時間	15,081	19,127	21,417	20,077	17,111
事業費（千円)	31,356	42,070	49,184	48,435	43,001

※平成１８年１０月から実施

②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

＜実　績＞

年度 区分	20	21	22	23	24
延利用時間	368	312	267	246	275
事業費（千円)	478	406	347	320	358

(13) コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

＜実　績＞

要約筆記奉仕員派遣事業

年度 区分	20	21	22	23	24
延派遣回数	11	24	8	12	10
事業費（千円)	129	105	94	58	90

手話奉仕員派遣事業

年度 区分	20	21	22	23	24
延派遣回数	173	121	163	238	232
事業費（千円)	806	359	321	449	477

手話通訳者配置事業

区分＼年度	20	21	22	23	24
延配置時間	298.0	1,085.5	1,094.5	1,099.5	1,105.0
事業費（千円）	536.0	1,092	1,099	1,107.5	1,226.2

(14) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分（市10/10）， 機能強化事業分（国1/2，県1/4，市1/4）

＜目的･事業内容＞

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

＜実　績　Ⅰ型＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
延利用回数（延登録者数）	13,841	17,757	21,334	25,059	29,134
事業費（千円）	20,800	18,720	18,720	18,720	18,720
事業所数	2	2	2	2	2

＜実　績　Ⅲ型＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
延利用回数（延登録者数）	4,532	4,840	5,115	4,952	5,183
事業費（千円）	23,600	17,700	17,700	17,700	17,700
事業所数	4	3	3	3	3

(15) 日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

＜実　績＞　（単位:件）

区分＼年度	20	21	22	23	24
特殊寝台	5	2	6	5	5
盲人用時計	7	6	8	7	6
視覚障害者用ポータブルレコーダー	3	1	11	7	9
入浴補助用具	5	5	8	2	11
聴覚障害者用屋内信号装置	2	3	1	8	1
聴覚障害者用通信装置	2	2	4	4	1
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,480	2,495	2,393	2,662	2,742
その他	50	37	48	51	62
合　計	2,554	2,551	2,479	2,746	2,837

(16) 日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

＜実　績＞

年度 / 区分	20	21	22	23	24
延利用回数	6,099	5,924	5,418	5,062	5,686
事業費（千円）	14,769	14,394	13,675	12,925	13,646

(17) 福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

＜実　績＞

年度 / 区分	20	21	22	23	24
延利用回数	46	55	48	48	48
事業費（千円）	1,369	1,638	1,736	1,838	1,838

(18) 社会参加促進事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

＜実　績＞

年度 / 事業名	20	21	22	23	24
点訳奉仕員養成事業	121	160	143	143	143
朗読奉仕員養成事業	99	145	127	127	127
要約筆記奉仕員養成事業	637	699	652	475	652
手話奉仕員養成事業	516	493	554	554	554
点字・声の広報等発行事業	507	508	485	483	629
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	200	399	735	540	340
生活訓練事業	567	510	453	454	454
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	400	360	360	360	360
福祉機器リサイクル事業	29	0	21	0	21

入院時生活支援事業	22	86	89	44	9
合　　計　　（千円）	3,098	3,360	3,619	3,180	3,289

(19) 訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
利用件数（延数）	351	327	265	142	119
業費（千円）	3,088	2,862	2,378	1,268	1,074

(20) 更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4 ,市1/4

＜目的･事業内容＞

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
利用件数（延人数）	113	76	77	86	12
事業費（千円）	389	219	251	248	39

(21) 巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とし、年１回実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
相談延べ件数	23	36	33	41	31

(22) 配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
１日平均利用件数（人）	5	6	5	6	6
実施日数（日）	242	242	243	244	245
延べ配食数	936	920	815	990	962
事業費（千円）	141	138	122	149	145

(23) 福祉タクシー料金助成事業

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
交 付 人 員	363	347	352	328	306
交 付 延 枚 数	6,372	3,993	3,869	3,744	3,495
利 用 延 枚 数	5,205	3,288	2,965	3,022	2,759
事 業 費　(千円)	3,277	2,035	1,836	1,870	1,707

(24) 身体障害者相談員･知的障害者相談員

根拠法令等	①　大牟田市身体障害者相談員設置要綱 ②　大牟田市知的障害者相談員設置要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業概要＞

市長より委託を受けた障害当事者や知的障害に精通した者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

＜身体障害者相談員名簿＞　（任期　平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）

区分	氏　名	電　話	ＦＡＸ	備　考
市	有 松　由 里 子	５４－７２１２		全般
	大 場　和 正	５８－７３２０		〃
	幸 田　義 勝	５７－８００２		〃
	長 井　直 子	５２－８６５５		〃
	藤 瀬　勉		５６－４６６７	聴覚

	古 庄　　和 秀	090-2517-4005		全般
	松 尾　　サ ダ 子	５６－１６４２		〃

＜知的障害者相談員名簿＞　　(任期 平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月)

区分	氏　名	電　話
市	鬼 塚　　賢 慈	５１－１１５８
	木 村　　香 代 子	５６－４０９２
	増 田　　佳 子	５６－３３０８

(25) 外国人福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人障害者福祉手当支給要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
支 給 人 員	1	1	1	1	1
支 給 額　(千円)	120	120	120	120	120

(26) 大牟田市障害者等文化体育施設 (サン･アビリティーズおおむた) の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

＜施設の概要＞

所 在 地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135　㎡
建築面積	1,582.04　㎡
構　　造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開　　設	昭和 59 年 11 月

＜利用状況＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
開 館 日 数 (日)		293	293	293	295	295
利用者	障害者（人）	15,653	13,675	14,849	14,092	13,322
	その他（人）	40,252	36,891	39,255	38,549	37,344
	計（人）	55,905	50,566	54,104	52,641	50,666
障害者利用率 (%)		27.9	27.0	27.4	26.7	26.2

※利用者数は、ふれあいパラリンピック＆サン・アビまつり等への参加者を含む

(27) 扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

＜実　績＞

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分＼年度	20	21	22	23	24
加入世帯数(延)	216	240	192	132	120
扶助世帯数(延)	60	65	36	48	48
扶助料(千円)	275	288	187	198	229

(28) 重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課　子育て支援担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

・市内に住所を有するもの
・小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者（児）
・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
国保	対象者	871	873	883	813	822
	件数	20,425	16,279	18,332	18,319	17,663
	金額(千円)	163,155	149,838	148,727	153,750	147,553
後期	対象者	2,456	2,443	2,395	2,351	2,400
	件数	63,164	51,966	53,701	51,987	51,568
	金額(千円)	290,073	228,303	229,445	217,322	210,981
社保	対象者	370	343	370	402	289
	件数	8,418	6,283	7,188	7,244	6,215
	金額(千円)	67,795	61,140	66,433	71,306	60,862
計	対象者	3,697	3,659	3,648	3,566	3,511
	件数	92,007	74,528	79,221	77,550	75,446
	金額(千円)	521,023	439,281	444,605	442,378	419,396

(29) 特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

＜支給対象者＞

・精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であるもの

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
支給人員	特別障害者手当	1,451	1,366	1,352	1,319	1,332
	障害児福祉手当	620	644	561	568	642
	福祉手当（経過措置分）	349	311	266	251	240
	計	2,420	2,321	2,179	2,138	2,214
支 給 額 （千円）		52,298	49,850	47,639	46,507	47,597

※人員は延人員

(30) 特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国10/10

＜目的･事業内容＞

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある２０歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

＜支給対象者＞

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

＜実　績＞　（手当支給停止者を除く。平成25年3月31日現在）

年 度	20	21	22	23	24
支給人員	124	123	133	164	177

3　精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談･訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　認定･相談担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

＜実　績＞

①　精神保健相談の状況

年　度		精神保健相談								
		実人員	延人員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
20	男	56	192	0	113	8	0	0	18	53
	女	53	169	8	79	0	0	3	20	59
21	男	67	130	8	45	9	4	1	12	51
	女	57	130	6	34	1	0	1	11	77
22	男	69	157	6	44	7	0	6	26	68
	女	53	126	8	40	2	0	2	19	55
23	男	55	181	0	114	12	0	3	12	40
	女	47	106	4	75	3	0	1	6	17
24	男	85	304	11	179	29	0	3	42	40
	女	62	136	8	79	1	0	0	11	37

②　精神保健訪問指導の状況

年　度		精神保健訪問指導					
		実人員	延人員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
20	男	31	83	0	50	0	33
	女	16	41	1	17	0	23
21	男	32	53	2	26	1	24
	女	21	38	1	9	0	28
22	男	21	39	1	25	1	12
	女	12	17	0	8	0	9
23	男	40	95	0	30	9	56
	女	24	44	2	16	2	24
24	男	21	62	0	29	7	26
	女	19	50	2	17	2	29

③心の健康相談

年度 区分	20	21	22	23	24
相談延人員	31（2）	25（4）	21（2）	14（4）	35（7）

※（　）内は、酒害相談を内数で示す。

(2) 精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　認定･相談担当	負担割合	市 10/10

１）精神保健福祉講座

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を２回シリーズで実施。　【参加者数】　７５人

２）自殺対策緊急強化事業

①人材養成事業

「アルコール依存症について」をテーマに、医療・福祉関係職員を対象に講演会を実施。

【参加者数】　４５人

「うつ病の方の家族教室」をテーマに、うつ病で治療中の方の家族を対象に講演会を実施。

【参加者数】　２６人

「相談の受け方」をテーマに、市職員を対象に講演会を実施。

【参加者数】　３０人

「認知行動療法～上手に悩むと楽になる～」をテーマに、一般市民を対象に講演会を実施。

【参加者数】　１３３人

「高齢者の心の健康と認知症」をテーマに、一般市民を対象に５地区公民館で講演会を実施。

【参加者数】　２０３人

②対面型相談支援事業（「いのちの相談窓口」）

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】　２０件

(3) 大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者自立支援協議会を設置している。

協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保・就労などの課題ごとにプロジェクト会議を設置して、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。